

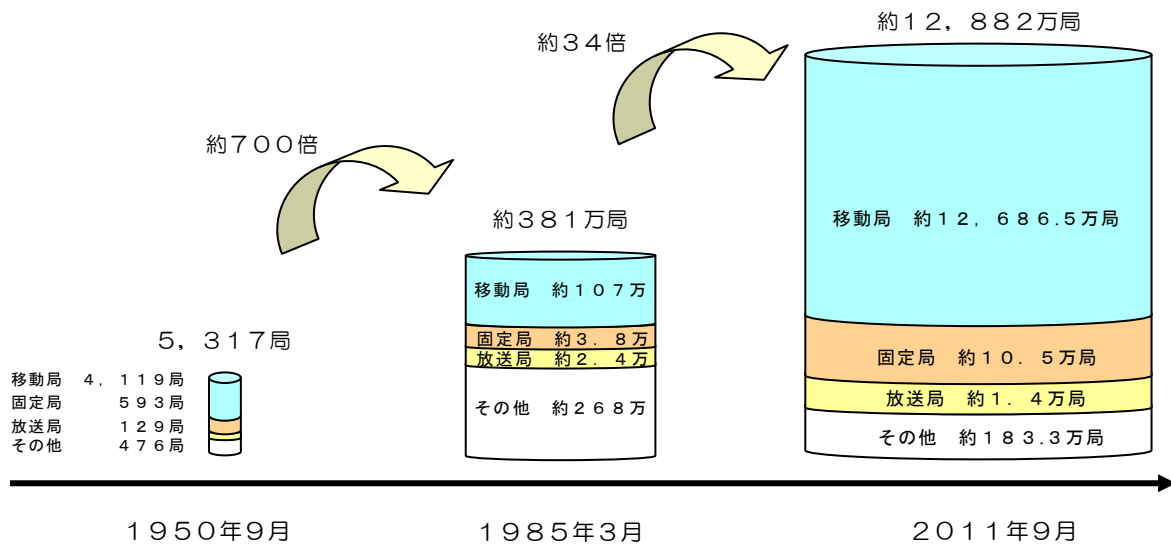
# 第 1 章

## 電波の利用状況調査・公表制度の概要

# 第1章 電波の利用状況調査・公表制度の概要

## 第1節 制度導入の背景

スマートフォンをはじめとする携帯電話端末や無線 LAN 等の普及・利用拡大や新たな電波利用分野の拡大に伴い、電波利用は更に多様化・高度化する方向にあり、電波は私たちの社会経済活動において不可欠なものとなっている。電波法が制定された 1950 年（昭和 25 年）当時、電波は公共分野を中心に利用され、無線局数は全国で 5,000 局程度であった。しかし、図 1 に示すとおり、1985 年（昭和 60 年）の電気通信業務の民間開放を契機に、移動通信分野における利用が爆発的に普及・発展し、2011 年（平成 23 年）9 月での無線局数は、1985 年の約 3.4 倍に相当する約 12,882 万局に達している。



《図1 無線局数の推移》

電波政策懇談会報告書（平成 21 年 7 月）によれば、移動通信システムサービスのトラヒックは 2017 年には 2007 年の約 200 倍に増大するものと予想されており、今後の周波数需要の動向については、「中長期における電波利用の展望と行政が果たすべき役割 ～電波政策ビジョン～」(平成 15 年 7 月情報通信審議会答申)によれば、移動通信や無線アクセスなどの分野で、「10 年後（平成 25 年頃）には現在（平成 15 年当時）の周波数帯幅の 4～5 倍の周波数が必要」と試算されている。このような急激かつ大幅な周波数需要の増加に対し、現時点の空き周波数だけではこれらすべての需要に対応することは困難な状況となっている。今後、この需要増に対応するためには、①国等の公的機関、公益企業が利用している周波数を含め、抜本的な周波数割当ての見直し、②有効に利用されていない周波数の返還、そして③光ファイバ等の他の電気通信手段へ代替可能な無線システムに割り当てられている周波数は、移動通信等の電波利用が不可欠な用途に割り当てていく、といった考え方の下に、周波数の再配分を実施し、必要となる周波数を迅速に確保していく必要がある。

実際に再配分を実施するに当たっては、電波が有効かつ効率的に利用されているか、また光ファイバ等の他の電気通信手段へ代替可能かなどについて把握しなければならない。そこで、現在の電波の利用状況（無線局の数、通信量、無線設備の使用年数、他の電気通信手段への代替可能性等）を調査し、評価するために、電波の利用状況調査・公表制度が導入されたところである。

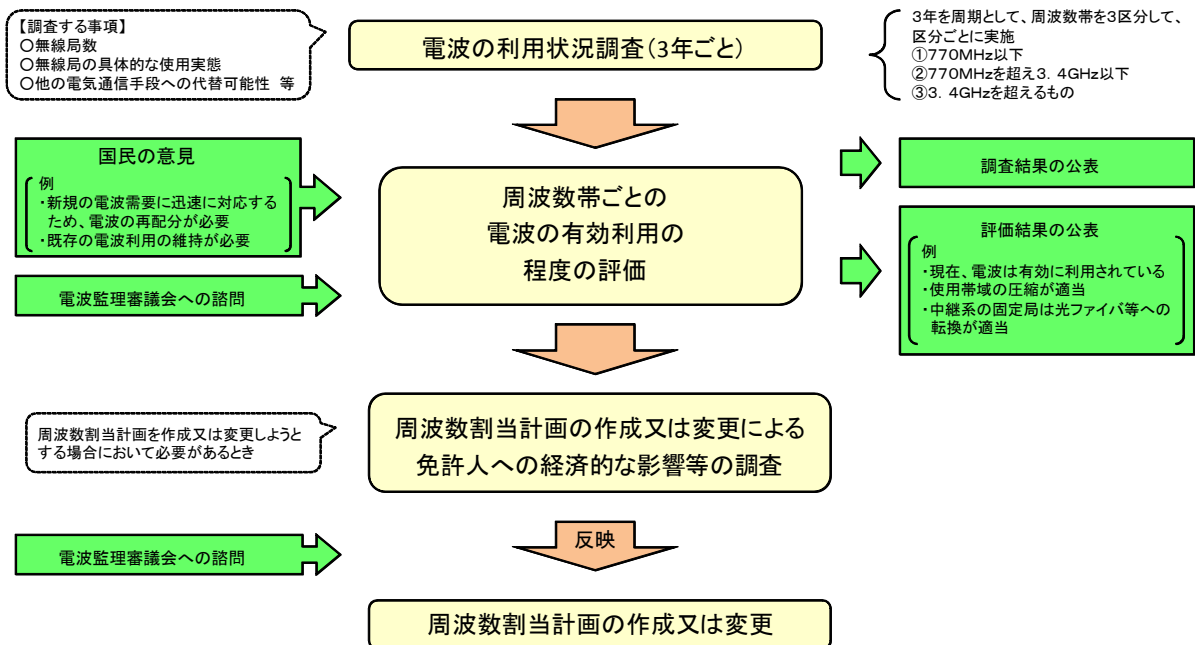
## 第2節 電波の利用状況調査・公表制度の概要

### (1) 調査の目的

移動通信、無線アクセス等の今後増大する電波需要に的確に対応し、電波利用の一層の円滑化を図るため、電波の利用状況を調査し、電波の再配分計画の策定その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進する。

### (2) 調査の法的根拠

電波法（昭和25年法律第131号）第26条の2の規定及び電波の利用状況の調査等に関する省令（平成14年総務省令第110号）（以下「調査省令」という。）に基づき実施するものである。



＜図2 電波の利用状況調査・公表制度の概要＞

### (3) 調査の対象

調査省令第3条の規定により、3年を周期として周波数帯を以下のとおり3区分して、毎年各区分ごとに実施する。

- ①770MHz 以下のもの
- ②770MHz を超え 3.4GHz 以下のもの
- ③3.4GHz を超えるもの

具体的には、平成15年度に③3.4GHz を超えるもの、平成16年度は②770MHz を超え 3.4GHz 以下のもの、平成17年度は①770MHz 以下のものの調査を実施し、平成15年度からの3年間で電波法に定める周波数帯をすべて調査したことになる。これを1ローテーションとし、平成18年度から改めて③3.4GHz を超えるものから調査を始め、平成20年度までの3年間で2ローテーション目が終了した。平成21年度から③3.4GHz を超えるものから調査を始め、3ローテーション目に入っている。

#### (4) 調査事項及び調査方法

電波の利用状況調査は、調査省令第4条に基づき、原則として、全国11か所にある総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域（北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄）及び周波数割当計画に記載されている割当可能な周波数の範囲ごとに行う。

調査事項及び調査方法については、調査省令第5条に規定されている。具体的な調査事項としては、無線局数、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性等となっている。また、調査方法については、免許人に調査票を送付し報告を求める、無線局監理データベース（総合無線局管理ファイル）のデータを基に調査を行う等となっている。なお、上記による調査のほか、調査を補完するものとして、適宜電波の発射状況の調査結果を活用する。

#### (5) 調査の評価方法

評価方法については、平成19年総務省告示第1号に基づき、周波数割当計画において、周波数の使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を利用している電波利用システムについては、その条件への対応の状況、新たな電波利用システムに関する需要の動向、その他の事情を勘案して、電波の有効利用の程度を評価する。

#### (6) 評価結果の公表

評価結果の公表に当たっては、調査省令第7条に基づき、総合通信局の管轄区域ごとに利用状況調査及び評価の結果の概要を作成し、総務省総合通信基盤局及び各総合通信局で閲覧に供するほか、インターネットで公表する。